

2015年JAF中部ダートトライアル選手権 第2戦
2015年JMRC中部ダートトライアル選手権 第2戦
2015年JMRC全国オールスター選抜 第2戦
JAF公認 準国内競技会 JAF公認番号 2015-2203

MONZEN M・S・P CUP 2015

特別規則書

公 示

本競技会は一般社団法人日本自動車連盟(JAF)の公認のもとに、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則、それに準拠したJAFの国内競技規則とその付則、2015年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定JMRC中部共通規則およびJMRC中部ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定ならびに、本競技会の特別規則に従って準国内競技として開催される。

開催日 平成27年4月12日
開催場所 輪島市門前モータースポーツ公園
主催 モータースポーツクラブ 門前

協賛 オートボックス輪島店
ダンロップタイヤ北陸株式会社
ヨコハマタイヤ北陸販売

第1条 競技会の名称

2015年JAF中部ダートトライアル選手権 第2戦
2015年JMRC中部ダートトライアル選手権 第2戦
2015年JMRC全国オールスター選抜 第2戦
MONZEN M・S・P CUP 2015

第2条 競技種目

ダートトライアル

第3条 競技格式

JAF公認 準国内競技

第4条 開催日

平成27年4月12日

第5条 開催場所

輪島市門前モータースポーツ公園
Tel: 0768-43-1981

第6条 オーガナイザー

モータースポーツクラブ門前 (M.S.C MONZEN)
石川県輪島市門前町黒島町ロー100番地

第7条 大会役員

組織委員長 新木 正
組織委員 広畑 信明
組織委員 下澤 広伸

第8条 競技主要役員

1. 審査委員会

審査委員長 小杉 兼一 (JMRC 中部派遣)
審査委員 村本 孝一 (JMRC 中部派遣)

2. 競技役員

競技長 高越 博司 救急安全委員
コース委員長 下澤 竜成 新木 正
計時委員長 高越 翼
技術委員長 竹田 誠
事務局長 新木 正

第9条 参加車両

2015年JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定「スピードA、E、N、PN、B、SA、SC、D車両」に適合した車両とする。
ただし、B、SA車両のマフラー及び排気管は、EXマニホールド及びフロントパイプ部の変更のみ許される。

第10条 部門及びクラス

RWD: 排気量によるクラス区分を行わず、後輪駆動のPN、N、B
SA、SC、D車両

PN・S1500: 気筒容積1500cc以下の2輪駆動のB車両(S1500規定)
気筒容積1600cc以下の2輪駆動のPN車両、すべてのAE車両

N1: 排気量によるクラス区分を行わず、2輪駆動のN車両

N2: 気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN車両

S1: 排気量によるクラス区分を行わず、2輪駆動のSA、SC車両

S2: 気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN車両及び気筒容積3000cc以下の4輪駆動のSA、SC車両

S3: 気筒容積3000ccを超える4輪駆動のSA、SC車両およびD車両

第11条 参加資格

- 1) 競技運転者は、有効な運転免許証と当該年度有効なJAF競技運転者許可証所持者とする。
- 2) 20才未満の競技運転者は参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。
- 3) 競技運転者は、競技に有効な死亡時500万円以上の傷害保険又はJMRC共済会に加入していること。

第12条 参加台数

- 1) 最大150名(原則)迄とする。
- 2) 同一運転者は一つの競技会で一つのクラスのみ参加できる。
- 3) 同一車両による重複参加は同一クラスのみ認められるが、同一運転者によって運転されてはならない。
- 4) 同一車両による重複参加は2名迄とする。

第13条 参加申込、及び参加料

- 1) 参加申込及び問い合わせ先
〒927-2165 石川県輪島市門前町黒島町ロー100番地
M.S.C 門前 新木 正 (携帯 090-6270-1027)
TEL, Fax: 0768-42-2025

- 2) 参加受付期間
平成27年3月12日～平成27年4月2日

- 3) 参加料(昼食代込)
16,000円(但し2015年度JMRC中部加入クラブの会員は14,000円とする。申込書にJMRC中部登録クラブ印を押印、会員証明のこと。)

第14条 タイムスケジュール

ゲートオープン 6:00～
受付 6:20～7:10
コースオープン 6:30～7:40
車検 6:30～7:20
ドライブスリーブクリーニング 8:00～8:15
第1ヒート開始 8:30～
表彰式(予定) 15:00～

第15条 賞典

JAFメダル各クラス参加台数の25%を目安に3位まで
副賞各クラス参加台数の25%を目安とし、6位までとする。

第16条 付則

- 1) 本特別規則書に記載されない競技に関する細則は、国内競技規則国際スポーツ競技規則並びにJMRC中部共通規則に従って開催される。
- 2) 本規則及び競技に関する諸規則解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。
- 3) 本規則の適用は、参加受付と同時に有効となる。

大会組織委員会